

広情個審第41号

令和元年7月12日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年9月21日付け広佐維第474号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第63号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年9月21日付け広佐維第474号の諮問事案（諮問第63号事案）

平成30年1月31日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年2月14日付け広佐維第700号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同年4月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定（以下「本件不開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件開示請求は、〇〇区長からの文書に、平成24年4月2日に特定人から里道、水路、市道との境界確認書が提出され、請求人、特定人の両名が署名、押印されていることから、これを受理したとあるので、境界線確認書ではなく、境界確認書の提出を求めたものである。

(2) 審査請求の理由

それに対し、『表題を「境界確認書」とするものは存在しないため。』とある。

境界（線）確認書は何度も請求し、受理している。この書類の署名・押印は否定する。特定人・請求人では「土地境界確認書」を所有している。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本市が平成24年4月2日に受理した書類の名称は「境界線確認書」である。

請求人は、区長名の文書回答において「境界確認書」という表現を用いたことから、本件開示請求を行ったものであるが、境界確認を証する書類については、様々な表記が使用されているこ

とから、本市では申請者に対して説明する際には、「境界確認書」という表現を用いており、区長名の文書においても「境界確認書」という表現を用いたものである。このことについては、平成30年2月14日付け広佐維第700号の保有個人情報不存在通知書の備考欄に記載している。

本市は、表題を「境界確認書」とするものを受理しておらず存在しないことから、本件不開示決定は妥当である。

- (2) 請求人は、審査請求の理由として、境界（線）確認書は何度も請求し受理している、この書類の署名・押印は否定する、特定人・請求人では「土地境界確認書」を所有していると主張するが、これらの主張は本件処分とは関係のない「境界線確認書」等に関することである。
- (3) 請求人の審査請求の趣旨及び理由は、本件処分の取消や違法を求めるのではなく、不満・苦情等であるから、請求人の審査請求は失当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求の対象となる「境界確認書」という表題の文書は存在しないという実施機関の説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| H 3 0 ・ 9 ・ 2 1 | 広佐維第 4 7 4 号の諮問を受理 (諮問第 6 3 号で受理) |
| H 3 1 ・ 4 ・ 2 5 (第 1 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 1 ・ 5 ・ 3 0 (第 2 回審査会) | 第 3 部会で審議 |
| R 1 . 6 . 2 7 (第 3 回審査会) | 第 3 部会で審議 |

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

| 氏 名 | 役 職 名 |
|------------------|---------------|
| 浅 利 陽 子 | 弁 護 士 |
| 古 川 竜 彦 | 中国新聞社論説委員室副主幹 |
| 山 田 健 吾 (部会長) | 広島修道大学法学部教授 |